

令和7年3月14日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時

- (1) 期日 令和7年3月14日（金）
- (2) 開会 午前9時56分
- (3) 延会 午後4時13分

3 場所 議場

4 出席委員

白 石 純 一	委員長
大 田 基 次	副委員長
高 崎 良 二	委員
竹之内 和 満	委員
大 野 雅 子	委員
渡 辺 久 治	委員
川 畑 二 美	委員
川 原 慎 一	委員
竹 原 信 一	委員
牟 田 学	委員
木 下 孝 行	委員
山 田 勝	委員
濱 田 洋 一	委員

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上 脇 重 樹	次長兼議事係長
松 林 俊 介	議事係主任

7 説明員

猿 楽 浩 士	財政課長
尾 上 謙一郎	財政課長補佐兼財政係長
四郎園 佳 那	財政課管財係長兼財産活用推進係長
大 野 裕 人	農政林務課長
川 原 陽 介	農政林務課長補佐兼農政管理係長
早 水 英 行	環境水産課長補佐兼生活環境係長
宮 下 雅 行	商工観光課長
船 蔵 真 一	商工観光課長補佐兼観光推進係長
大川内 広 樹	商工観光課商工振興係長

垂	義 継	水道課長
高	口 輝 幸	水道課長補佐兼工務係長
新	穂 いずみ	水道課管理係長
牧	尾 浩 一	教育総務課長兼学校給食センター所長
中	野 美 紀	教育総務課長補佐兼総務係長
濱	崎 忠 雄	学校教育課長
上	脇 栄 子	学校教育課主幹兼管理係長
土	屋 雅 宏	学校教育課主幹兼指導係長
篠	原 千美子	学校教育課教育保健係長
中	川 洋 一	学校給食センター管理係長
新	町 勝 利	生涯学習課長
大	漉 昭 裕	生涯学習課長補佐兼文化係長
松	永 麻 美	生涯学習課社会教育係長
寺	地 英 兼	スポーツ推進課長
川	邊 啓 一	スポーツ推進課スポーツ係長

8 会議に付した事件

- (1) 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算
- (2) 議案第18号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第19号 令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
- (4) 議案第20号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第21号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
- (6) 議案第22号 令和7年度阿久根市水道事業会計予算

9 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

白石純一委員長

昨日に引き続き、委員会を再開します。

本日の審査を配付した日程の順に進めます。

教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室してください。

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室〕

◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

それでは審査に入ります。

議案第17号を議題とし、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

牧尾教育総務課長

それでは、議案第17号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの所管する事項について御説明いたします。

初めに、10ページを御覧ください。

第3表地方債についてです。

教育総務課分として、下から2件目の小学校校舎等改修事業から2件及び次の11ページ1番上の小学校校舎長寿命化改修事業から4件目の中学校校舎長寿命化改修事業までの合計6件であり、それぞれ所要の限度額等を設定し、事業に充当するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書119ページを御覧ください。

第10款教育費1項1目教育委員会費1節報酬は、教育委員4人分の委員報酬が主なものであります。

2目事務局費ですが、1節報酬は、いじめ問題対策委員会4人分の委員報酬であります。

2節給料から4節共済費までは、特別職及び職員の人件費であり、7節報償費は説明欄に記載の謝金等であります。

121ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金は、各種協議会等への負担金等であります。

3目教職員住宅費の主なものは、10節需用費の修繕料など、教職員住宅の維持管理等に要する経費であります。

122ページを御覧ください。

4目教育指導費は、外国語指導及びICT支援事業に係る予算であり、主なものは1節報酬で会計年度任用職員5人分の報酬であります。

12節委託料は、ICTの活用により児童生徒の学びを保障できる環境を実現するため、ICT環境整備等の知見を有する者に業務を委託するものであります。

同じく122ページから125ページまでにかけての2項小学校費1目学校管理費は、主なものとして、1節報酬は学校図書司書、学校用務員及び建築技能業務の会計年度任用職員13人分の報酬、その他、学校保健安全法に基づく学校医、学校薬剤師の職務に係る報酬であ

ります。

123ページを御覧ください。

10節需用費は、各小学校配当の消耗品費、光熱水費などのほか、校舎等の修繕料が主なものであります。

124ページにかけての12節委託料は、警備業務ほか21件の委託にかかる費用であります。

13節使用料及び賃借料の主なものは、阿久根小の仮設校舎リースであります。

14節工事請負費は、阿久根小20号棟長寿命化改修事業に係る費用が主なものであります。

16節公有財産購入費は、特別教室等への空調機購入に係る費用が主なものであります。

17節備品購入費の主なものは、阿久根小学校20号棟長寿命化改修工事に係る家具等の購入費であり、125ページにかけてですが、18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における児童のけがに対し給付を行う共済掛金が主なものであります。

次に、2目教育振興費についてですが、1節報酬は会計年度任用職員16人分の報酬であります。

7節報償費は、あくねよかところ教育事業、キャリア教育推進事業により、各小学校に講師として招かれるよかところ先生への謝金が主なものになります。

10節需用費は、児童の学力向上を図るための教師用の指導書及びデジタル教科書の購入費と、小学校5・6年生の算数に係る児童用デジタル教科書について、国の検証実験事業の対象校以外の学校に在籍する児童分を購入するものが主なものであります。

12節委託料は、説明欄に記載の委託にかかる費用であります。

126ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料は、尾崎地区の児童の通学手段を確保するための通学タクシー借上料や小学校のI C T関連機器等の借上料が主なものであります。

17節備品購入費は、小学校用図書の購入が主なものであります。

19節扶助費は、就学支援関連の助成金であり、特別支援教育児童学用品費ほか10件であります。

引き続き、126ページから128ページにかけて御覧ください。

次に、3項中学校費1目学校管理費は、主なものとして、1節報酬は会計年度任用職員7人分の報酬、その他、学校医、学校薬剤師の職務に係る報酬であります。

127ページを御覧ください。

10節需用費は、各中学校配当の消耗品費、光熱水費などのほか、校舎等の修繕料が主なものであります。

128ページにかけての12節委託料は、警備業務ほか18件であります。

14節工事請負費は、屋内運動場落下防止等対策事業及び阿久根中23号棟長寿命化改修事業に係る費用が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における生徒のけがなどに対して給付を行う共済掛金が主なものであります。

129ページにかけて御覧ください。

次に、2目教育振興費ですが、1節報酬は会計年度任用職員5人分の報酬であります。

7節報償費は、キャリア教育推進事業であるあくねよかところ教育事業により、各中学校に講師として招かれるよかところ先生への謝金及び部活動における地域移行協議会の委員謝金が主なものになります。

10節需用費は、生徒の学力向上を図るための教師用教科書、指導書及びデジタル教科書の購入費と中学校数学に係る生徒用デジタル教科書について、国の検証実験事業の対象校以外の学校に在籍する生徒分を購入するものが主なものであります。

12節委託料は、説明欄に記載の委託にかかる費用であります。

13節使用料及び賃借料は、隼人地区の生徒の通学手段を確保するためのタクシー借上料や中学校のＩＣＴ関連機器等の借上料が主なものであります。

17節備品購入費は、音楽関連機材及び中学校図書の購入費が主なものであります。

130ページにかけての18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の団体や事業に対する負担金及び補助金であります。

19節扶助費は、就学支援関連の助成金であり、特別支援教育生徒学用品費ほか10件であります。

4 項 1 目幼稚園費18節負担金、補助及び交付金は、あくねよかこ教育事業として幼稚園分の補助金になります。

141ページから142ページにかけて御覧ください。

次に、6 項保健体育費 4 目学校給食センター運営費ですが、まず141ページの 1 節報酬は会計年度任用職員 1 名分の報酬が主なものであります。

2 節給料から 4 節共済費までは職員の人件費であります。

10節需用費は、学校給食センターに係る消耗品費、光熱水費、燃料費、修繕料であります。

142ページにかけての12節委託料は、衛生保守管理業務ほか10件の委託料であります。

13節使用料及び賃借料の主なものは、長期継続契約の複合機リース料及び衛生マットのレンタル料であります。

18節負担金、補助及び交付金のうち補助金は、学校給食地産地消推進事業及び学校給食費物価高騰対策事業で、いずれも昨年度に引き続き実施しようとするものであります。

学校給食地産地消推進事業は、これまでの事業の拡充を、また、学校給食費物価高騰対策事業は、安定した学校給食の提供を行うため、令和 6 年度から値上げした学校給食について保護者にさらなる負担を求めることなく、その値上げ相当分の補助を継続するとともに、長引く、また先行き不透明な物価高騰による食材調達への影響に対応しようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

18ページにお戻りください。

第12款分担金及び負担金 2 項 3 目教育費負担金 1 節小学校費負担金及び 2 節中学校費負担金は、児童生徒の学校管理下におけるけがなどに関する給付を行うための共済掛金の保護者負担金であります。

20ページを御覧ください。

第13款使用料及び手数料 1 項 7 目教育使用料 1 節教職員住宅使用料は、教職員住宅敷地における電柱占用料であり、2 節小学校使用料及び 3 節中学校使用料は、市内各小中学校の体育館施設使用時の照明料が主なものであります。

次に、23ページから24ページにかけて御覧ください。

第14款国庫支出金 2 項 9 目教育費国庫補助金 2 節小学校費補助金及び 3 節中学校費補助金は、説明欄に記載の国庫補助金であります。

次に、27ページを御覧ください。

第15款県支出金 2 項 9 目教育費県補助金 1 節教育総務費補助金は、スクールガードリーダー配置事業に係る補助金であります。

また、2 節小学校費補助金は、教育業務支援員配置事業に係る補助金であります。

次に、29ページを御覧ください。

第16款財産収入 1 項 1 目財産貸付収入 1 節土地建物貸付収入のうち教育総務課所管分は、教職員住宅の貸付け料であります。

2 項 1 目利子及び配当金のうち教育総務課分は、上から14行目及び20行目の基金利子、奨学金貸付け基金及び濱風ゆめみらい奨学金貸付け基金であります。

次に、36ページを御覧ください。

第21款市債 1 項 9 目教育債 2 節小学校債及び 3 節中学校債は、屋内運動場非構造部材落下防止対策事業や校舎長寿命化改修事業の財源とするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

川畑二美委員

すいません、ちょっと、説明でよく分かんなかったんですけど、隼人、中学校への。

白石純一委員長

何ページ。

〔川畑二美委員「すいません。ちょっと」と呼ぶ〕

隼人の何ですか。

〔川畑二美委員「通学への援助、はい」と呼ぶ〕

〔「何ページかを」と呼ぶ者あり〕

〔川畑二美委員「ちょっと、あの、すみません、今」と呼ぶ〕

執行部の方、分かりますか。

〔「後ですれば」と呼ぶ者あり〕

後でまたお願いします。

竹原信一委員

126ページの10款 2 項 2 目の17節小学校教育用備品、図書というふうに説明あったかと思うんですけども、大体学校ごとにどれぐらいずつ使うかを、ちょっと、ざっとでもいいですけど言ってもらえますか。これ学校ごとに配るやつなんでしょ、図書と言われたのは。

牧尾教育総務課長

この備品購入費は、説明で図書購入等と申し上げましたけれども、I C T関連の備品も含まれております。

お尋ねの図書購入、学校ごとの冊数ということですかね。金額ですか。

〔竹原信一委員「金額で」と呼ぶ〕

金額。

中野教育総務課長補佐兼総務係長

まず阿久根小学校が38万3650円、大川小学校が約12万円、西目小学校が約13万円、山下小学校が約13万円、鶴川内小学校が約20万円、折多小が約16万円、脇本小が約23万円です。

白石純一委員長

数字がなければ後で。

牧尾教育総務課長

後でお願いします。

竹原信一委員

この中には電子図書も入ったりするんですか。本のペーパーのやつだけですか。今、学校に図書室なんかよく電子図書じゃないんですよね。

白石純一委員長

もう一度、すいません、もう一度質問をお願いします。

竹原信一委員

今の学校ごとの図書には、デジタル図書、電子図書というのは入ってないんですよね。ペーパーだけですか。

牧尾教育総務課長

申し上げたものはデジタルではございません。

川畑二美委員

129ページですね、10款3項2目の13節で、先ほどの説明で2206万1000円、隼人中のタクシーとおっしゃったんですけど、これは隼人だけで大川中学校なんかのバスの料金というのはどちらに含まれているのか教えていただけたらありがたいんですけど。

白石純一委員長

川畑さん、今の隼人中、隼人地区の方の子供たちの通学タクシーの。

〔川畑二美委員「タクシーって先ほど説明ではおっしゃったんですけど」と呼ぶ〕

そのことをまず一問一答でお願いします。

牧尾教育総務課長

隼人校区の通学タクシーに関しまして、この13節はICT関連の使用料及び賃借料も含まれますので、通学タクシーの借上料だけで申し上げますと428万9000円を計上しているところであります。隼人地区については2名を予定しております。

川畑二美委員

こちらは、朝迎えに行って、また帰りも送るっていう予算で組まれてるんでしょうか。

牧尾教育総務課長

もちろん、送迎全てをこの通学タクシーで支援しておりますし、部活動についても、長期休暇中の部活動についても対応をする予定としております。

川畑二美委員

それでは、先ほどこよつとこの予算の中に、大川中学校どこのほうに、バス通勤してらっしゃるんですけど、どこに、ちょっと、教えていただけたらと。

白石純一委員長

通学ですね。

牧尾教育総務課長

旧大川中校区の生徒に対する通学支援につきましては、定期バスの運賃の補助という形で行っておりますので、この13節でございませんで、18節負担金、補助及び交付金、こちらで全額を補助しているということになっております。

川畑二美委員

18節のほうに入ってるということですね。これはあの保護者の方が3か月にいっぺん定期券を購入して、それをまた申請にわざわざ教育委員会に来る必要があるって、何かすごく、役所は5時までしか開いてないし、自分たちの仕事は5時が過ぎて、定期券のその後お金をもらいに行くのは大変だっていう声が聞こえてきたもんですから、教育委員会で定期券を購入を一括で買っていていただいて、分けてもらうということとはできないんでしょうか。

牧尾教育総務課長

なるべく保護者のそういった手間を省くための手段は検討する余地はあろうかと思えます。そういった声も、確かに我々のところにも届いております。ただ現状といたしましては、一旦買っていていただいたものを補助という形で、この予算の設定上もそういった形になっておりますので、要綱に基づいて補助という形をとっております。その中で、先ほど委員がおっしゃったように、1か月あるいは3か月という規定を要項の中で設けておりました。ただそれが、なかなかその保護者の方にとっては役所に出向く、手間がかかるということで、そこを柔軟に対応しようということで、せんだって要綱の改正をいたしまして、期間については、もう指定することなく1か月でも2か月でも、あるいは4か月、半年、そういったものにも対応しようということで、要綱改正をしたところです。

川畑二美委員

ぜひですね、教育委員会で購入して御父兄に渡すっていう形でお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午前10時23分～午前10時24分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

川畑二美委員

ぜひですね、教育。

訂正いたします。

それでは、教育委員会のほうで購入していただいて、御父兄、保護者の方に渡すことはできないかということで、お願いという形で、ここはこれから検討していただけたらと思います。

白石純一委員長

要望として伺いました。

ほかに質疑ございませんか。

渡辺久治委員

125ページ、10款2項2目7節よかところ先生謝金。これは129ページの中学校のほうにも同じようにあるんですけれども、このあくねよかところ教育ということについて少しちょっと教えてもらえますか。

濱崎学校教育課長

本市では、児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路選択をできる力が身につけられるように、発達段階に応じたキャリア教育を推進しています。また、社会人、

職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携協力し、児童生徒の職業感、勤労感を育成するために、このあくねよかこ教育事業というのに取り組んでいます。

ここで言う謝金というのがですね、この教育事業において講師を招聘する場合、そして、職業講話というのをさせていただいたり、郷土芸能の指導というのをさせていただいている際の講師への謝金になっております。一校当たりの金額は、今回、令和7年度では8万4000円を計上しているところでございます。

また、幼稚園費分については、市内認定こども園2園への補助事業として実施予定でございます。

渡辺久治委員

全ての小・中学校と幼稚園でもあるということですね。

それは年に何回ぐらいやる予定なんですか。講演みたいな感じなんですか。

濱崎学校教育課長

回数は決めてございませんで、この金額内の講師謝金ってことで実施していることになります。

渡辺久治委員

これは概要のほうには、スコラ手帳を活用して書いてあるんですけども、そのスコラ手帳の活用の仕方なんかもこう、やるってわけですね。

濱崎学校教育課長

おっしゃるとおり、スコラ手帳の予算も入っております。

白石純一委員長

ここで、先ほどの竹原委員への答弁があります。

中野教育総務課長補佐兼総務係長

先ほど、竹原委員からありました図書購入予算の中学校分ですが、阿久根中学校が30万円、鶴川中学校が14万円、三笠中学校が21万円です。

川原慎一委員

130ページ、10款3項2目18節、1番下ですね部活動移行補助金の100飛び5万円。

概要で見ると、このお金っていうのは指導者の資格の取得等、用品購入費用を補助するということですけども、指導者の方が来たときに、御指導したときに、万が一けがとかした場合の保険であったりという部分は入ってはないんですかね。

濱崎学校教育課長

今現在、その保険料については予算計上しておりません。現在見込んでおりますのが、部活動、以下の場合にしてくださるところがあった場合のスポーツ指導者の認定講習料であるとか、それと足りない分の新しい競技、立ち上げたときの競技用具、そういうところに予算計上しているところです。

川原慎一委員

用品購入に関しては、新しい部活動ができたときの指導者の用品、指導者が必要であろう用品という部分、例えば、陸上だったり今テニスだったりいろんな部活動ございますが、そこに外部から指導者を入れて、用品の購入が必要であるというところには、お金は、ここは入っていないっていうふうに考えていいんですか。

濱崎学校教育課長

団体によって変わるとは思うんですけども、中学校の移行した場合に中学校を用具使え

たらそのまま使う形で、新しく立ち上げて今まで中学校にない団体、競技だった場合には、必要な部分というのを計上し、要求し、申請していただくような形にしたいと今のところ考えていると。

大野雅子委員

130ページの10款4項幼稚園費のほうです。1目18節のあくねよかとか教育事業のことです。

幼稚園と小学校と中学校あるんですけども、阿久根の子供たちのためにというとてもすばらしい理念だったと思うんですが、保育園は課が別だからできないのでしょうか、教えてください。

濱崎学校教育課長

そこに計上していますのが市内の認定こども園、2園に補助する形で計上しております。

大野雅子委員

私が聞いたのは、認定こども園だけだと思うんです。子供たちっていうのは保育園にもいっぱいいるわけですけど、そこには手は届かないんだろうかという質問、それと課を越えてできるということはないのでしょうか。

濱崎学校教育課長

現在、保育園等には補助はしていないところでございます。

大野雅子委員

私としては子供たちみんなに平等にあればいいなと思った次第です。またこれから数の検討していただくあればありがたいと思います。よろしくお願いします。

川畑二美委員

124ページと128ページなんですけど、124ページ10款1目16節公有財産の購入費で、特別教室空調設備、これ小学校も中学校もあるんですけど、あと幾つぐらい教室が小学校で残ってるんですか。中学校でも幾つ残っているんですか。

牧尾教育総務課長

空調設備につきましては、もう普通教室と特別支援教室には全て配備されておりますけれども、今、お尋ねは特別教室をどこと理解してよろしいでしょうか。

家庭科室とかですね、パソコン室、図書室、家庭科室でも、すいません、小中合わせると33教室、すいません、ちょっと全教室を押さえていませんけれども、現在、整備したのが33教室です。

白石純一委員長

後もって、また調べて御返事ください。

ほかに質疑ございますか。

渡辺久治委員

125ページ、10款2項2目1節、学習指導支援員のほうのあれがありますけれども、これは学習指導支援員配置事業に基づくものであると思いますけれども、小学校と中学校に2名ずつこう配置ということになっておりますけれども、これは具体的に一つの教室を阿久根中学校と小学校に設けて対応するというところでよろしいですか。

濱崎学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。

渡辺久治委員

ほかの小・中学校で、例えば脇本とか折多方面、小中一貫校とか、そこら辺はどんなふうになりますか。

濱崎学校教育課長

現在、別の学校には配置をしてない状況でございます。

渡辺久治委員

例えば不登校とか学校に行くけど教室に入れない子供たちが、何かそのほかの学校でやった場合は、阿久根中学校のそこに行けば対応してもらおうというふうに考えてよろしいですか。

濱崎学校教育課長

はい、今おっしゃるように他の学校から阿久根中学校、阿久根小学校に通級する形では今進めているところでございます。

木下孝行委員

款項目はちょっと分からないので、予算概要の30ページの小学生交流ボッチャ大会という新規事業ということでですね、児童生徒一人一人の個性や多様性を尊重し、共生社会の創り手となる基礎を養い、阿久根市民としての所属感と連帯感を醸成するというような趣旨での新規事業なんですけど、ボッチャに限定した何か理由があれば、それを教えてもらえますか。

白石純一委員長

款項目、ページどこに当たるかもちょっと教えてもらって。

土屋学校教育課主幹兼指導係長

小学校の10款2項、126ページです。使用料及び賃借料というところにあります。

ボッチャ大会なんですけれども、ボッチャというのはもう御存じのとおり、全ての人々ができるスポーツというところがありまして、特別支援教育についても力を入れてきましたが、全ての子供たちが同じ種目で協議をできるというところ、そこが一番重要なことかなというところで、ボッチャ大会を考えております。

木下孝行委員

ちょっとそのボッチャの確認なんですけども、ボールみたいなものを標的に投げる、その一番近い人がいいという、それですね、そのボッチャというのは。

〔土屋学校教育課主幹兼指導係長「はい」と呼ぶ〕

いいです。

牧尾教育総務課長

先ほどの川畑委員の特別教室の空調ですけれども、休校中の田代小、尾崎小を合わせると63教室で、その2校を除くと51教室、例えば、家庭科室とか、図工室、音楽室、理科室、美術室、技術室、そういった教室になっております。

白石純一委員長

川畑委員の質問は残りどれぐらいですかということで、それが全てまだ残り未設置ということですかね。

牧尾教育総務課長

今申し上げた数字が残数、今から整備すべきものとなっております。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項の審査を一時中止します。

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター退室、生涯学習課入室〕

次に、議案第17号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

新町生涯学習課長

議案第17号中、生涯学習課の所管する事項について、歳出から御説明いたします。

初めに、53ページを御覧ください。

第1款総務費1項19目市民交流施設管理費3524万4000円は、市民交流センターの維持管理費が主なものであり、前年度と比較して738万5000円の増となっております。主な理由といたしまして、会計年度任用職員3名の報酬、勤勉手当等の増に伴うものと、風テラスあくねに隣接する土地の購入費用及び公用車購入費用を新規で追加したことによるものであります。

53ページから54ページにかけてになりますが、1節報酬から4節共済費は、1節報酬の説明欄に記載の会計年度任用職員3名分の報酬、期末勤勉手当及び共済費であり、10節需用費は、電気、水道、ガス代の光熱水費が主なものであります。

12節委託料は、説明欄に記載の衛生害虫等防除業務ほか13件の施設の維持管理等の業務委託料であります。

16節公有財産購入費は、美しい海のまちづくり公社事務所が入っている建物横の風テラスあくねに隣接する民有地484平方メートルについて、今後、図書館建設に当たり、より多くの駐車場用地を確保するため購入しようとするものであります。

17節備品購入費は、現在本課で使用している公用車は購入後約20年が経過しており、修繕の部品の確保も困難なことから、新規で購入しようとするものであります。

次に、130ページを御覧ください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費の予算額8640万5000円は、社会教育事業をはじめとする学習推進事業や青少年育成事業、あくね洋画展を含む自主文化事業、文化財保護事業などの費用が主なもので、前年度と比較して179万5000円の増であります。主な理由といたしまして、会計年度任用職員7名の報酬、勤勉手当等が増になったことによるものであります。

131ページにかけてになりますが、1節報酬から4節共済費は、各種委員の報酬と冒頭説明いたしました自主文化事業等推進員2名を含む会計年度任用職員7名及び職員6名の人件費等が主なものであります。

7節報償費は、青少年育成事業や生涯学習講座、高齢者学級等の講師謝金、あくね洋画展の入賞賞品や審査員謝金、自主文化事業の出演者謝金が主なものであります。

10節需用費は、自主文化事業等各種事業や各種講座開催に伴う消耗品等が主なものであります。

次に、132ページを御覧ください。

12節委託料は、家庭教育学級や自主文化事業など7件の委託料であります。

18節負担金、補助及び交付金のうち負担金は、説明欄に記載のとおり、県コミュニティづくり推進協議会ほか3件の運営費等負担金、その他負担金として、みやまふれあいコン

サートや日本児童青少年演劇協会による青少年劇場公演負担金ほかであります。

133ページにかけてになりますが、補助金は、校外生活指導連絡協議会ほか7団体の運営費等補助金が主なものであります。そのうち、郷土芸能育成補助については、郷土芸能保存団体7団体に対する補助を予定しております。

次に、2目公民館費の予算額2228万4000円は、前年度と比較して63万8000円の増であり、会計年度任用職員4名の報酬、勤勉手当等が増になったことによるものであります。

134ページにかけてになりますが、1節報酬から4節共済費は、脇本地区公民館及び中央公民館鶴見分館警備員の会計年度任用職員4人分の人件費が主なものであり、10節需用費は、脇本地区公民館及び大川地区公民館の光熱水費及び施設の修繕料が主なものであります。

12節委託料は、大川地区公民館、脇本地区公民館及び隼人分館の維持管理費等に関する業務委託7件に係る経費であります。

16節公有財産購入費は、製造から30年を経過し、修繕ができない脇本地区公民館ホールのエアコン1台を購入しようとするものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、山下馬場自治公民館ほか4件の改修事業等に対する補助金が主なものであります。

次に、135ページにかけてになりますが、3目図書館費の予算額5866万7000円は、前年度と比較して1870万3000円の増であり、新市立図書館設計変更業務費用によるものであります。

12節委託料は、市立図書館及び郷土資料館管理業務の指定管理料ほか4件が主なものであり、そのうち令和6年度補正第3号債務負担行為で議決いただきました新市立図書館設計変更業務が増となっております。

13節使用料及び賃借料は、電子図書館に係る電子書籍使用料が主なものであります。

17節備品購入費は、年間の図書購入費であります。

なお、令和7年2月末の図書蔵書数は8万5087冊であります。

24節積立金は、利子等の積立金で、読書推進基金として積立てを積立てようとするものであり、令和7年度末の基金残高は約1220万円となる見込みであります。

次に、136ページにかけてになりますが、4目青年の家管理費の予算額314万8000円は、前年度と比較して10万7000円の増であり、12節委託料は、館内清掃業務ほか4件の委託料であります。

次に、5目郷土資料館費は、修繕料ほか所要の費用を計上いたしました。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

19ページにお戻りください。

第13款使用料及び手数料1項1目総務使用料1節総務管理使用料のうち当課所管分は、市民交流センター分を見込み計上いたしました。

20ページを御覧ください。

7目教育使用料4節社会教育使用料は、脇本地区公民館、大川地区公民館、青年の家及び中央公民館鶴見分館分を見込み計上いたしました。

次に、29ページを御覧ください。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち生涯学習課所管分は、上から9行目、読書推進基金の基金利子分であります。

次に、31ページを御覧ください。

第18款繰入金 1 項 9 目読書推進基金繰入金200万円は、図書購入費に100万円、電子図書館に係る経費に100万円を充当するため繰り入れるものであります。

次に、33ページから35ページにかけての第20款諸収入 5 項 4 目雑入20節雑入の生涯学習課所管の主なものは、33ページの 1 番下の自主文化事業入場券販売収入205万8000円、34ページになりますが、2行目のあくね洋画展出展料23万円が主なものであります。

以上で当課所管に係る歳入歳出予算についての説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

牟田学委員

134ページ、10款 5 項 2 目の18節負担金、補助及び交付金の自治公民館整備事業112万6000円。来年度は何か所を見込んでおられますか。

新町生涯学習課長

今回、予算計上する分については、今年度、要望といいまして、その上がってきた分を計上してあるのですが、陳之尾、山下馬場、佐潟、丸内、木佐木野、この5件プラス予備として少し計上いたしております。

牟田学委員

これ、1か所で上限額は幾らでしたかね。

新町生涯学習課長

30%補助になるんですが。

牟田学委員

1か所について工事代金、改修する代金のうちの30%補助ということでもいいんですかね。

新町生涯学習課長

おっしゃるとおりでございます。

渡辺久治委員

135ページ、10款 5 項 3 目12節、これの 1 番上のほうに、市立図書館及び郷土資料館の業務、それと 1 番下のほうに新阿久根市立図書館設計変更業務というのがあるんですけども、新しい図書館を設計するに当たって資料館はどのようにになりますか。

新町生涯学習課長

この間の一般質問等でも対応しておりますが、新しい郷土資料館については、この設計変更には入っておりませんので、展示等については新しくできた図書館や市民交流センターに随時展示をしていく予定で今のところは考えております。

渡辺久治委員

最後のほう、新しい図書館に。

新町生涯学習課長

新しくできた図書館や今の市民交流センターに現在の展示物等を交互に展示をしていくということで今考えております。

渡辺久治委員

特に郷土資料館を、あと風テラスとか図書館に持っていくということは考えていない。

展示物だけ持っていくということですか。

新町生涯学習課長

今の設計の中には、郷土資料館のスペースというものはありませんので、壁とかそういうところに展示できるものは展示していこうと考えております。

渡辺久治委員

そしたらちょっと今展示できるものがありますけれども、展示していいんだけど、いろいろなものがあるから、その辺の備品とか残っているものの保存とかはどうなりますか。場所は。

新町生涯学習課長

残っているものは、現在の図書館に展示をしたままで置いておくことになります。

渡辺久治委員

そこら辺がですね、どんなふうになるか。今3階ですよ。資料館は2階3階か。ぜひ1階をちょっと今後どうなるかわかんないんですけども、展望と、じゃあちょっと1階をリニューアルして、そこを郷土資料館ということにすればいいなあという、これは提案です。

竹原信一委員

54ページ、2款1項19目の16節、図書館建設に伴う用地買収ですけど、これ566万円、車台数何台分ぐらいですかこれ、土地は。

新町生涯学習課長

実際に測って見たんですけど、車の切替えし等を考えても普通車で17台ぐらいじゃないかと考えております。

竹原信一委員

現状の結構広いところがあるのに、17台分の駐車場を追加する、購入する理由がちょっと分からないんですけども、そんなに手狭になることを想定しているんですか。

新町生涯学習課長

現在の風テラスの駐車場については、アスファルト舗装部分で約290台、北側の砂利になっている未舗装部分、図書館を建設する予定の土地ですが、そこが大体150台分ぐらいとめることができます。その150台分が図書館建設が始まりますと使えなくなりますので、その分少しでもということで購入を考えております。

竹原信一委員

今聞きましたんですけども、図書館建設で何台分が減るから何台分追加するってことですか。

新町生涯学習課長

今現在未舗装部分がおおよそですけど150台ぐらいとめられると考えております。そこに図書館が建設される予定ですので、その150台分がほぼ使えなくなる見込みになりますので、少しでもということで土地の購入を考えました。

竹原信一委員

実際の話ですよ、交流センターと図書館と建てて、そして両方がいっぱいになって、何かこの駐車場がいっぱいになるということは私はなかなか想像し難いところもあるんですけども、図書館、利用者というか子供たちも減って、人口が減っていく中で本当に必要かなくなっていうのは、何か説得力ある説明をもうちょっとほしいなあ。いかがでしょう。

新町生涯学習課長

今、自主文化事業等を開催してるんですが、今年度開催した分なんですけど、NHKの公開番組で来館者が325名、自衛隊の音楽隊、これはもう500席満席になります。演歌コンサートも360名ほど、子供向けの映画も370名ほどの来館がありました。今年度、今月末開催予定の毎年行っている吹奏楽フェスティバルというのもあるんですが、これも500席満席になります。そのほかにも、駐車場を舗装部分の駐車場を利用した出初式であったり、幼年消防フェアであったり消防の訓練であったり、駐車場を結構使うことが多いですので、少しでもということで購入を考えました。

川畑二美委員

131ページ、10款5項1目の7節の報償費の中に、あくね洋画展審査員謝金ほか17万4000円って書いてあったんですけど、こちらの概要の32ページを見ましたら、あくね洋画展が継続で1,317万円、載っているもんですから、それはどういうふうに内訳で出てるのかなと思ひまして、もし教えていただけたら。1週間だけですよね洋画展は、開催されるの1週間だけですかね。

白石純一委員長

この費用の内訳を知りたいということですね。

新町生涯学習課長

あくね洋画展審査員謝金ほかですが、洋画展に係るものとしては、洋画展のサポート委員会というものがありますので、サポート委員会の謝金、これが18名ほどになります。これは1人3,000円。あと審査員の方との打合せ、それから実際の審査をする審査会、洋画展開催当日に行う作品の解説をしていただくんですけど、その方への謝金になっております。

川畑二美委員

先ほど説明したように、概要のほうでは1,317万円って載ってるんですけど、その内訳をつていうことで質問したいと思います。

新町生涯学習課長

この謝金だけではなく洋画展に係るものは、受賞者への賞金だったり記念品だったり、サポート委員の方々の旅費であったり、審査会の旅費であったり、オープニングセレモニーにかかる経費、需用費、それから洋画展のポスターとかチラシの印刷代、そして広告料等は全て含めて1,317万円です。この謝金だけではなくて、もろもろ需用費とか印刷製本費とか、それを全て含めて1,300万円ということになります。

川畑二美委員

全て含んで1,317万円がかかるということですね。そして、期間は先ほど1週間ですかってお聞きしたんですけど。

新町生涯学習課長

土曜日から、次の土、日、月、火、その次の日曜日までですので9日間開催をしております。

山田勝委員

135ページのね、図書館建設関係に関連してお尋ねするんですが、現在の高松町にある図書館はその後はどうするの。

新町生涯学習課長

先ほどもありましたが、郷土資料部分をまだ残しておくということで、建物自体もまだ

解体とかまではまだ検討していないところであります。

山田勝委員

図書館が新しくできてですね、そしてその今までの図書館をそのまま生かして何かするっちゃうのは、結局ね、維持費がかかるんですよね、維持費が同じように。だから、なるべくそのスリムにせないかんから、スリムにする努力はしてほしいと思いますよ。あなた方は、今、図書館はできて、郷土資料館を造らないっちゃうことですからね。その郷土資料館っていうのは、昔の農器具とか何とかが多いから、それを処分するわけにもいかないのでね、場所もだけれども、やっぱりその後をスリムにして経費がかからないようにせないかんというふうに思っているからお尋ねしたところです。

次にですね、132ページの自主文化事業というね委託料があります。それから、その前にですね、自主文化事業等推進員2名の人件費が394万円あるんですよね。これはどういう関連があるんですか。

新町生涯学習課長

委託料のほうの自主文化事業は、今年度も自主文化事業を15回ぐらいやるんですけども、その委託料になります。自主文化事業等推進員については、自主文化事業の準備であつたり、プロダクションとの連絡調整等を行って、当日は舞台の監督をしてもらったりしております。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、生涯学習課所管の事項の審査を一時中止します。暫時休憩に入ります。

〔生涯学習課退室〕

(休憩 午前11時6分～午前11時16分)

〔教育総務課及び生涯学習課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ここで、ここで教育総務課及びスポーツ推進課から発言の申出がありましたのでこれを許可します。

〔「生涯学習課長」と呼ぶ者あり〕

ごめんなさい、生涯学習、失礼しました。生涯学習課から発言の申出がありましたので許可します。

まず、教育総務課長お願いします。

牧尾教育総務課長

先ほど、当課の審査における竹原委員の質問に対する答弁について、一部誤りがございましたので訂正させていただきたいと思います。

各学校の図書購入費用についてのお尋ねでございました。そのうち、鶴川内小学校を約20万円と申し上げましたけれども、約12万円の誤りでした。

訂正しておわび申し上げます。

白石純一委員長

次に、生涯学習課長お願いします。

新町生涯学習課長

先ほど、川畑委員からの御質問で、阿久根洋画展事業が、当初予算の概要の32ページなんですけれども、1,317万円と記載されていますが、これは単位誤りで、131万7000円の誤りでしたので、申し訳ありませんが訂正をお願いします。

概要が間違っていました。申し訳ありませんでした。

それと、牟田委員からの上限はないのかということでしたが、上限は600万円となっております。

川畑二美委員

ちょっと、これ、何日で使うの、1週間だけでこのお金っていう、いろいろ疑問が出たもんですから、自主文化事業が1,567万円なのに、1週間だけで1,317万円。みんな驚いてました。はい、ありがとうございます。

白石純一委員長

議案第17号中、教育総務課、生涯学習課の審査を一時中止します。

〔教育総務課及び生涯学習課退室、スポーツ推進課入室〕

次に、議案第17号中、スポーツ推進課が所管する事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

寺地スポーツ推進課長

議案第17号中、スポーツ推進課の所管する事項について説明します。

初めに、地方債について説明します。

予算書の11ページをお開きください。

当課所管分は、下から5行目の武道館改修事業から下から3行目の野球場改修事業までの3件であり、起債の限度額などを定めるものであります。

次に、歳出の主なものについて説明します。

136ページをお開きください。

初めに、第10款教育費6項1目保健体育総務費ですが、1節報酬は、スポーツ推進委員13人分と、職員給与及び社会体育業務事務員として従事する会計年度任用職員1人分の報酬であります。

次に、137ページから138ページにかけてですが、18節負担金、補助及び交付金は、出水地区スポーツ協会連絡協議会や県下一周駅伝出水地区運営委員会に対する負担金などが主なものであり、そのうち、138ページ、18節補助金の1番下に記載するスポーツイベント補助につきましては、新規事業となります。この補助金は、交流人口の増加、地域振興の発展に資することを目的としており、市スポーツ協会などに属する団体が主催し、参加者が市内にある宿泊施設へ延べ50人以上が宿泊するスポーツイベントへの運営補助であり、上限額を10万円としています。

次に、2目体育施設費ですが、1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員3人分の人件費であり、10節需用費は、総合運動公園内の施設の光熱水費や修繕料が主なものであります。

139ページをお開きください。

12節委託料は、説明欄に記載の19件であり、そのうち、1番下にあります武道館改修工

事設計業務は新規事業であります。武道館は、これまで部分的な修繕を行い維持してきましたが、築46年が経過し、内外壁や床の傷みなど全体的に老朽化が目立ち、また、照明ランプについても、既に製造が中止されている水銀灯であることから、内外壁及びLED照明などの改修を行うための設計業務を委託するものです。

次に、14節工事請負費の野球場衝撃緩衝材等改修事業は、野球場のフェンスを覆う緩衝材が、経年劣化により部分的な破損や色が薄れてきており、利用者の安全やプレー面で支障を来していることから改修するもので、次の多目的雨天屋内運動場改修事業は、老朽化に伴う鉄骨柱の修繕、天井部の防球ネットやLED照明へ取り替えるものであります。

17節備品購入費は、バスケットゴールやグラウンド整備用のスポーツトラクター、ボッチャセットなどの購入費用であります。

140ページをお開きください。

3目海洋センター管理費ですが、10節需用費は、海洋センター施設の光熱水費や燃料費などが主なものであり、12節委託料は、機械設備等点検業務など、説明欄に記載の5件であります。

次に、歳入の主なものについて説明します。

20ページをお開きください。

第13款使用料及び手数料1項7目5節保健体育使用料のうち当課所管分は、説明欄に記載の総合運動公園施設から海洋センター照明施設までの5件であります。

24ページになりますが、第14款国庫支出金2項9目4節体育施設費補助金は、防災・安全社会資本整備交付金であり、先ほど歳出で説明しました武道館改修工事設計業務、多目的雨天屋内運動場改修事業の財源となります。

次に、33ページから35ページにかけて、第20款諸収入5項4目20節雑入のうち当課所管分は、雇用保険料ほか6件であります。

最後に36ページになりますが、第21款市債1項9目5節保健体育債のうち当課所管分は、武道館改修事業債、多目的雨天屋内運動場改修事業債、37ページの野球場改修事業債であり、いずれも過疎対策事業債であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

竹原信一委員

139ページの野球場緩衝材というところがありますけども、ここの、どういうものなんですかね。私よく分からないんですけども、はい。

寺地スポーツ推進課長

野球場については、プレーをするに当たって、フェンスに緩衝材を貼ることによって、選手がフェンスに当たったときのけがを防ぐための緩衝材というのが貼りつけてあるんですけれども、クッションみたいなものなんですけど、それが、年中、日にさらされているということもあって、当然劣化してくる。その一部が破けたりとか、あと、色が薄まってきて、白っぽくなってきているというところで、高校野球であつたり、今回合宿に来ていただいたところからも、プレー上ちょっと問題があるというようなお声もいただいております。そういうこともありまして、今回、改修しようとするものであります。

竹原信一委員

それとその下のと合わせて1億1000万円と随分大きい感じがするんですけども、ざっくりと大体幾らと幾らぐらいなんですか、これ。

寺地スポーツ推進課長

入札案件ですので、なかなかそこが苦しいところがありますけれども。

〔竹原信一委員「7：3とか」と呼ぶ〕

それを言ってしまうと大体分かってしまうものですから。その大部分が多目的雨天のほうにかかると御想像いただければと思います。

竹原信一委員

137から138にかけてなんですけども、様々なスポーツ補助金、これは、増額分は総額で幾らぐらいですか。

白石純一委員長

時間がかかるようでしたら、後で。

〔寺地スポーツ推進課長「後でお願いします」と呼ぶ〕

はい。また後ほど御答弁いただきます。

牟田学委員

137ページ、10款6項1目18節の薩摩おいどんリーグがありました。私も行ってましたけれども、盛大だったと思っております。といった中で、この期間中に、入場、試合を見にこられたっていう人の把握をしていらっしゃるでしょうか。

寺地スポーツ推進課長

2月の22日から3月6日にかけて、12試合ですかね、開催されております。総計でいきますと、観客数が延べ1,457名、3月2日のピックアップゲーム、これが負担金として使われておりますけれども、ここにつきましては約650名ということで把握しております。

牟田学委員

そういった中で、立教大学さんが合宿に来られました。それで、やっぱり大分違うと思うんですね。おいどんリーグにしても。そういった中で、来年また合宿をとということがあればですね、そのことに関して、市役所は、何らかの補助とかですね、そういうのは考えていらっしゃるでしょうか。

寺地スポーツ推進課長

今回の合宿につきましては、合宿補助で20万円補助させていただいております。また、来ていただいたということで、食糧費として豚肉を100キログラム贈呈しております。また、市だけではなく、商工会議所であったり、スポーツ協会だったり、また、県の立教会というところがあるんですけども、そちらのほうからもいろいろな支援をさせていただいております。

今回につきましては、来ていただきましたけれども、来年に向けても、また前向きな声をいただいております。その際、合宿が終わるに当たって、ちょっと、選手と観客の安全性のところでは要望も出されたところがありますので、今回当初には上げられなかったというところもありますけれども、自分たちはできるところは自分たちで解消していこうと今考えているところであります。

牟田学委員

その要望に関しては、監督さんからもいろいろ要望があると。そこはちゅうちょなく出

してくださいという話はしたんですけれども、まあ来年に向けて、また来るということになればですね、今、課長が言われたいろんな支援がありますけれども、それ以上にですね、もし来られるとなれば、やはり、市を挙げていろんな面で対応していかないかんと思うんですよ。そこ辺りですね、先ほど言われた支援に、なおさら上積みをしてやっていければいいなあと思っております。

白石純一委員長

これ、意見でいいですか。

〔牟田学委員「はい」と呼ぶ〕

川畑二美委員

139ページ、10款、2目14節の工事請負で、多目的雨天室内運動場改修事業。前もですね、シャッターで相当の金額を出てたんですけど、これにまたシャッターも含まれていらっしやるんでしょうか。

寺地スポーツ推進課長

今回につきましてはシャッターは含まれておりません。今回につきましては、屋内雨天練習場ですので、年中潮風に当たったりとかしておりますので、その鉄骨柱ですね。そこがもうさびてきている状況もあります。高さもありますので、我々ではできないところも、修繕できるところは修繕はしますけれども、なかなか手の届かないようなところ、その修繕と、あと、今回、1月から3月上旬まで合宿を迎えたんですけれども、練習量の多さから、天井部のネットがもうそもそも老朽化してて、手を加えながら継ぎはぎしている状態で、結果、その天井部のネットが破れてしまっている状況が多く見受けられております。そういったところもありますし、1番大きなところは、今の屋内運動場の照明が水銀灯なんですけれども、ここをLED照明に変えるというところの、この3つの工事からなっているものになります。

木下孝行委員

10款6項1目。138ページ。補助金について。スポーツ少年団育成ということで22万5000円ついております。まあ、額としてえらく少ないような気もするんですが、この団体は何団体で、幾らぐらいずつ育成補助をしているんですか。

寺地スポーツ推進課長

15団体の1万5000円としています。

木下孝行委員

昔も私も十何年以上前に、このスポーツ少年団の監督さんから、ちょっと補助が少ないというような話で相談を受けたことがあって、たしか、常任委員会の中でそういう話をさせてもらったんですが、ほとんど変わってないような額ですよ。これを、まあ増やせって言いたいんですけど、今、地域スポーツクラブができようとしてますよね。そことの、この少年団育成との関連は今後どうなっていくんですかね。そこを分かっとけば教えてください。

寺地スポーツ推進課長

まず、スポーツ少年団育成に対する補助金として1万5000円支出しております。また、もし仮に全国大会とか九州大会に行きますと、こちらのほうはこちらのほうで補助金を設けておりますので、その辺りの負担というのはこちらのほうでカバーしておりますので、そういった部分の面での支援はしておりますので、こういった大きな負担になる軽減は図

られているのではないかと私は思っております。

また、地域型総合スポーツとの関係ということでございますけれども、今、地域型総合スポーツが、ソフトテニスとサッカーを主に中心にやっております。今後も種目が拡大していくということで、先週お話があったところであります。その際には、やはりどうしても指導者を見つけなければならないということもありまして、いつか各団体とお話しする場を設けてほしいというような要望がございましたので、新年度に入りましてスポーツ少年団の会議等がございますので、その際に地域型総合スポーツの代表の方をお招きして、その中でちょっと御紹介できればと思っているところです。

木下孝行委員

地域型スポーツクラブとの連携は、今後また重要になっていくだろうと思うし、その少年団の、その地域型に参加、競技として参加できない競技も含めてですね、少年団活動もかなり、生徒児童含めて少なくなっていると思うんですけど、そこらは考えればですね、少なくなれば、やっぱり団の運営費というのは当然小さくなっていくわけですね。

だから、そこはまた今度会議をする中で、やっぱり監督さんとかそういう人の話もちょっと、その運営に関して、補助金がこれで十分なのか、少し上げてほしいというもし要望があれば、もうちょっとそこは考えて今後いつてほしいなと思います。

要望で終わります。

川畑二美委員

お聞きするだけなんですけど、概要の中で33ページなんですけど。

白石純一委員長

概要書ですか。

〔川畑二美委員「はい、概要書の中でですね、その中で移動式」と呼ぶ〕

ちょっと待って、ちょっと待ってください。概要書の。

川畑二美委員

33ページ、移動式バスケットゴールを購入って書いてあるんですが、これ何台購入の予定で考えてらっしゃるんでしょうか。

寺地スポーツ推進課長

一式です。一対ですね。

渡辺久治委員

139ページ、10款6項2目14節。野球場のことなんですけども、私もおいどんリーグに行ってますね、いろんな人がこう、お話をしたんですけども。この限度額1,000万円の起債ですけども、緩衝材だけですかね、考えられるのは。

寺地スポーツ推進課長

緩衝材の部分的補修と、あと色があせていると先ほど申し上げましたけれども、その塗装に係る部分が、全体の塗装ですね、周辺を取り囲む塗装が入っております。

渡辺久治委員

私は複数の方から聞いたんですけど、あの球場に上がっていく、あのですね、階段のところですね、あそこ手すりがないって言われたんですよ。で、すごく上がるのに不便だって言うから、そこら辺も、もしこれに合わせてきたらいいなあというのを今感じたのと、それとまあ、トイレですけども、トイレの手を洗うところの自動給水になってないとか、その辺もちょっと言われました。その辺が、今回の、まあその、なかなかそれが改修が、

せないかんとやれば一遍にやったらどうかなということを考えて、ちょっと提言しています。

寺地スポーツ推進課長

御指摘の件につきましては、我々も反省する中で、そのような御意見をいただいております。まずは手すりを最優先させていただきたいと。たしか、階の途中までは手すりがついてるんですけども、さらに上に上がったところはちょっと手すりがないということがありましたので、我々もちょっと気にしてるところがありましたので、そこは、おいどんリーグ自体がちょっと、大分、当初予算の要求作業から過ぎたところから出てきた話になりますので、予算編成には間に合わなかったんですけども、自分たちでできるのであれば、自分たちでやろうというスタンスでやるのが大前提なんですけども、あと予算の枠内でできるものであればそこは対応したいと思っております。

〔渡辺久治委員「お願いします」と呼ぶ〕

山田勝委員

138ページですね、10款6項1目18節のスポーツイベントの上の合宿等誘致推進事業70万円ってあるんですが、これは具体的にどういうことをされるんですか。

寺地スポーツ推進課長

これにつきましては、先ほども立教大学のほうでお話しさせていただきましたけれども、合宿を張っていただいて、宿泊延べ日数が30日以上超えますと、1人当たり1,000円の支援が受けられる。上限が20万円ということで、こちらのほうから補助金を出しているものがあります。

山田勝委員

結局、一晩に1,000円ですか。

寺地スポーツ推進課長

そのとおりです。

山田勝委員

現在、例えば、今回立教大学の方々にもこれを利用されたんですか。

寺地スポーツ推進課長

今回支給いたしましたのは、韓国のウォンジュ高校と立教大学です。

山田勝委員

この予算はですか。

寺地スポーツ推進課長

今年度につきましては、この2つの団体です。

山田勝委員

韓国からでもですね、東京からでも来ていただくというのはありがたい話なんですけど、問題は、地元の、その宿泊施設には市としては何もしないんですか。

寺地スポーツ推進課長

今回の宿泊補助というものは、合宿にこういう補助金を出すことで、合宿をすることを促して、市内の宿泊所に泊まっていただいて、経済の振興を促すということが大きな目的の一つでもありますので、泊まっていただくこと、合宿していただくことの呼び水になれば私は考えているところでございます。

山田勝委員

私もそう思いますよ。スポーツ、もう長い間ねえ、スポーツ観光をやってますけどね、いろいろ、ボンタンロードレース、いろいろやってきたじゃないですか。それはあくまでも、市内に泊まっていたいて、市内の経済効果を上げるということでやってきたんですが、残念なことでホテルが少なくなってですね、泊まる場所がなくなったことで残念なんですけど。そういうことで、ほいで宿泊所を増やせて言うたって、スポーツ推進課が増やせるわけじゃないからね。だから、何らかの形でここを推進せん、なかなか前に進まないねって思っているのですね、聞いたところであります。頑張ってください。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

すいませんですが、私も質疑がありますので、暫時交代します。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席〕

大田基次副委員長

暫時、委員長の職務を行います。

白石純一委員

予算の概要書では33ページ。予算書では139ページ。10款6項の17節備品購入費、バスケットゴールですが、これ移動式バスケットゴールということですが、これは体育館内での移動の、という理解ですか。

寺地スポーツ推進課長

そのとおりでございます。

白石純一委員

ええとですね、バスケットをしている子供たちの保護者ですとか、あるいはバスケット愛好者から、屋外でもできるようなバスケット、ハーフコートでもいいんでしょうけれども、そうしたものの要望もあったんですが、そうしたことには使えないということですかね。

〔寺地スポーツ推進課長「もう一回お願いします」と呼ぶ〕

屋内用のバスケットゴールということですが、バスケットをされてる方、あるいはその子供たちの保護者からは、屋外でバスケットを楽しめるような場所も欲しいと。公園ですとかですね、空き地。そうしたところには、このゴールは使えないでしょうか。

寺地スポーツ推進課長

今のところ、屋外での利用は考えておりません。かなり重量が大きくて、大人でないと操作ができないということもありますし、電気で上げ下げをするものですので、屋外というのは、今のところ想定はしておりません。

白石純一委員

出水のスポーツ広場、総合公園ですね、の屋外にもバスケットコート等があり、大変にぎわっております。そうしたことも、今後検討いただければと思います。

大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を白石委員長と交代します。

〔白石純一委員長は委員長席、大田基次副委員長は委員席に着席〕

白石純一委員長

委員長の職務に戻ります。

〔発言する者あり〕

寺地スポーツ推進課長

先ほど、竹原委員から御質問がありました、補助金のうち増額になったものは何かという案件なんですけれども、増額になったものにつきましては、九州選抜高校駅伝競走大会と、あとボンタンロードレース大会。この2件が増額となっております。

〔竹原信一委員「総額」と呼ぶ〕

白石純一委員長

竹原委員、もう一度お願いします。

竹原信一委員

最初に言ってたことだから。

白石純一委員長

竹原委員の御質疑は、総額で増額分は幾らですかということです。

〔竹原信一委員「そうでした」と呼ぶ〕

寺地スポーツ推進課長

両件とも30万円の増額となっております。

白石純一委員長

議案第17号の審査を、スポーツ推進課に関し、一時中止します。

〔スポーツ推進課退室〕

この際、暫時休憩し、午後は一時から再開します。

(休憩 午前11時52分～午後1時)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ここで、スポーツ推進課から発言の申出がありますのでこの際許可します。

スポーツ推進課は入室してください。

〔スポーツ推進課入室〕

議案第17号につき、スポーツ推進課長の発言を認めます。

寺地スポーツ推進課長

午前中の質疑におきまして、山田委員から、合宿補助金の関係で質疑があったかと思えます。

この中で、私が令和6年度の実績をウオンジュ高校と立教大学の2件と申し上げたところだったんですけれども、これが5月から8月も合宿をしておりまして、合計で言いますと8件、合宿補助金を利用しております。

白石純一委員長

議案17号中スポーツ推進課所管の審査を一時中止し、次に水道課所管の審査に入ります。

特別会計ですので、特別会計じゃないですね水道会計ですので、準備をお願いする、議案第22号です。

〔スポーツ推進課退室、水道課入室〕

◎ 議案第22号 令和7年度阿久根市水道事業会計予算

白石純一委員長

次に、議案第22号を議題とします。

所管課に説明を求めます。

垂水道課長

それでは、議案第22号について御説明申し上げます。

特別会計予算書の141ページを御覧ください。

収入支出の見積り基礎、収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

第1款水道事業収益1項営業収益についてであります。給水予定戸数9,430戸に係る水道料金及び新たに給水を開始する戸数を32戸と見込み計上した給水負担金であります。

2目その他営業収益は、消火栓維持管理に係る他会計負担金と給水工事検査、開閉栓、督促などに係る手数料を見込み計上いたしました。

次に、2項営業外収益についてであります。3目他会計補助金は、旧簡易水道の過疎債、簡水債の利子及び統合水道に係る交付税措置額を一般会計から補助金として受けるものであります。

142ページを御覧ください。

4目資本費繰入収益は、旧簡易水道事業債の元金償還金のうち、過疎債分70%、簡水債分50%を一般会計から繰り入れるものです。

6目長期前受金戻入は、国・県の補助金等で取得した固定資産に対し、減価償却に応じた分について収益化する額を計上したものであります。

3項特別利益につきましては、科目設定したものであります。

次に、143ページを御覧ください。

支出について御説明いたします。

第1款水道事業費用1項営業費用1目原水費は、水源地及び配水池の維持管理費であり、水源地管理業務などの委託料、水質検査の手数料、水源地や浄水場の機械器具等修繕費、高圧電気料などの動力費などが主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

144ページを御覧ください。

2目配水及び給水費は、配水、給水施設の維持管理等に係る経費であり、職員及び会計年度任用職員に係る人件費のほか、漏水当番店待機業務などに係る委託料、145ページになりますが、漏水修繕や量水器取替等の修繕などが主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

3目業務費は、水道料金の請求、収納業務等に係る経費であり、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、次の146ページになりますが、水道メーター検針委託料などが主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

4目総係費は、水道事業全般に係る一般管理費であり、職員の人件費のほか、次の147ページになりますが、備消耗品費や企業会計処理支援業務委託料などが主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

5目減価償却費は、固定資産の減価償却費であり、6目資産減耗費は、固定資産除却費及び棚卸資産減耗費で、それぞれ見込み計上したものであります。

148ページを御覧ください。

2項営業外費用は、企業債利息と消費税及び地方消費税が主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

4項予備費は見込み計上いたしました。

次に、149ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について、収入から御説明申し上げます。

1 款資本的収入 1 項 1 目企業債は、配水管布設替工事費などに充てるため借り入れる予定として見込み計上したものであります。

2 項 1 目負担金は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金であります。

150ページを御覧ください。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目原水設備改良費は、宮之前水源地系送水管布設替詳細設計業務委託や深田水源地送水ポンプ取替工事ほか 1 件の工事請負費を見込み計上したものであります。

2 目配水設備改良費は、県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線配水管布設替詳細設計業務委託や県道脇本赤瀬川線配水管布設工事ほか 4 件の工事請負費が主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

4 目メーター購入費は、新設分を見込み計上したものであります。

2 項 1 目企業債償還金は、企業債の借入に伴う元金の償還金であります。

この結果、令和 7 年度末における企業債の元金残高は13億8549万円余りとなる見込みであります。

次に、151ページになりますが、4 項 1 目予備費は見込み計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

竹之内和満委員

147ページ。1 款 1 項の 5 目減価償却費。2 億2047万8000円が本年度で、昨年度が 2 億1945万6000円ということで、102万2000円増ということなんですが、これ増加の理由として、どんな資産が増えてこういうふうになったんでしょうか。建物とか構築物とか、お願いします。

垂水道課長

7 年度の減価償却の見込みというのは、6 年度中に設置した配水管が、もう 7 年度には減価償却が始まりますので、6 年度中に施工した工事についての減価償却分が増額するというのが 1 番大きなものです。一部、新設した水道メーターについても減価償却が始まりますけれども、水道メーターの単価というのはごく少額ですので、大きな減価償却の増にはつながらないところですが、毎年工事をするので、当年度は減価償却を行いませんけれども、翌年度は減価償却が始まるということで増額いたしております。

竹之内和満委員

ということは、ほとんどが配水管の減価償却だということですね。

垂水道課長

6 年度中は配水管の布設替工事がほとんどでしたので、その分の減価償却が始まるということでもあります。

〔竹之内和満委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

山田勝委員

脇本赤瀬川線の配水工事を計画していただいております。さて、どこをどれぐらいの距離をされるんです、今回。150ページ、建設改良費。

高口水道課長補佐兼工務係長

県道脇本赤瀬川線の配水管布設工事、これは新設を計画しております、場所につきましては高崎製材所前からはまゆうの所までの大体全体延長が1,100メートルぐらいを予定しております。

山田勝委員

ちなみにいつ頃から工事にかかる予定ですか。工事にかかる時期。

高口水道課長補佐兼工務係長

新年度単価等の校正等もありまして、4月発注はちょっと難しい部分もあるんですけど、なるべく早い時期に発注したいと考えているところなんですけれども、永田上の集落等の施設の給水担当の方々にも一部周知等とかけたいと考えておりますので、幾分かは地元調整もあるかもしれませんので、その分若干遅れることが想定されておりますけれども、早い時期に発注をしたいと考えております。

山田勝委員

4月に入ってすぐっていうわけにはいかないのですね。それはもうあなた方の調整のいいところでいいと思いますよ。ただ、もう既に海水浴場なんですけど、キャンプ場はね、もう始まりつつあるし、それから次の観光農業もですね、もう準備をしてますし、それからずっともうしてるのですね、いつ頃からすんのかなって思ってたことでした。ありがとう。

濱田洋一委員

147ページ。1款1項4目の委託料ですが、公営企業会計処理支援業務委託料ということでは297万円予算化されておりますけれども、昨年を見ても99万円ということなんです、今回の予算で増えたところというのを教えてください。

垂水道課長

今質問ありました委託料なんですけれども、公営企業会計処理支援業務委託料ほかということで、令和7年度が経営戦略の見直しをする決まりの5年に1回見直しをするという時期になりますので、その経営戦略の見直しの委託も一部入っております。公営企業の会計処理支援業務委託につきましては、例年どおりということで、その増額分については、経営戦略の改定の委託ということになります。

濱田洋一委員

5年に1回見直しの経営戦略の部分が入っているということでありまして、本当に大変でしょうけれども、ひとつよろしくをお願いします。

山田勝委員

47ページですね、減価償却費ということについて、ちょっと私が認識不足で皆さんに御迷惑かけますが、この減価償却費2億2047万8000円で、これはですね、具体的にどんな形でしつつ、あれでは減価償却あげて計算した金が積み立てていくじゃないですか。これはどういうふうにして処理されるんですか。

垂水道課長

予算書の138ページをお開きいただきたいと思います。

138ページの令和7年度の予定貸借対照表の注記ということで、2項目めに固定資産の減価償却の方法ということで、方法につきましては、ここに建物は何年、構築物は何年とい

うふうに、こういう期間で減価償却をしていきますというふうに阿久根市の水道事業会計では今決めております。

これを変更することは基本的にはないことなんですけれども、これを減価償却していくことで、費用計上ということで、経費がかかったように見えますけれども、それは実際は現金が出ていかない費用ですので、それを俗に言う内部留保資金ということで、金額がそこに残るということになります。

この減価償却費とか資産減耗費ですね、費用を計上するけれども実際はお金が出ていかない金額につきましては、資金が残っておりますので、それを建設改良費のほう、歳入が足りない部分ですね、3,000万円の起債の予定をしておりますけれども、それと消火栓の負担金の一部ありますけれども、それ以外は相当な額を資本的支出でやるんですが、そこに財源不足が生じていると。それにつきまして、この減価償却費などの内部留保資金を元にしてやっていますよというのが水道事業会計になってます。

積み立てるっていう感覚ではなくて、費用を計上したものが企業内に内部留保されているということで、それを建設改良費に充てていくということになります。

それを具体的に文言としたのが、予算書の110ページをお開きいただきたいと思います。

110ページに第4条ということで、資本的収入及び支出のことを書いてございますけれども、そのこの1行目から、もう既に括弧書きで資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億4606万7000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整税額の1025万3000円と、減債積立金6436万1000円と、過年度分損益勘定留保資金1786万8000円、当年度分損益勘定留保資金1億5358万5000円で補填するものとする、これが内部留保資金ということで、今、委員のおっしゃられた積み立てみたいなものではありませんけれども、企業内に内部留保している金額をこういう形で資本的収入が足りない分を支出の不足する支出に足りない分ですね、こうやって充てていくと。

この中の、一番最後のほうにありました当年度分損益勘定留保資金というのが、7年度予算で組んだ減価償却費、資産減耗費の合計が主なものとなります。過年度分損益勘定留保資金というのは、6年度の不足した分に充ててもなお6年度の減価償却費等がまだ残った分を見込んで、ここに計上したという形でございます。

山田勝委員

よく見てみたらですね、なるほどね。どっか積み立ててあったのかなと思ってですね、聞いてみました。ほかんしは知らんもんね。ありがとうございました。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、すいません、暫時私からも質問させていただきます。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席〕

大田基次副委員長

暫時、委員長の職務を行います。

白石純一委員

146ページ。1款1項3目の、146ページ上から4行目メーター検針委託料ですけれども、私の理解が間違っていたら御指摘ください。これは検針員が各家庭を訪問しながら、メーターを読み取るという形でよろしいでしょうか。

垂水道課長

はい、おっしゃるとおりです。

白石純一委員

私もちょっとうろ覚えですけど、聞いたところによると、最近のD Xによりますと、使ったデータの読み取りでは、各メーターから無線を飛ばして、道路を通るだけでですね、車で通るだけで車の中の機器に、そのデータが取り込まれて読み込めるというような技術もあるということですが、それが事実かどうかと、それが阿久根にも今後導入可能なのか教えてください。

垂水道課長

今、委員のおっしゃるように、もう既にその技術が確立はしておりますけれども、導入の実績が全国的にもまだかなり少ないということで、そのためのメーターですね、その単価がかなり高額であるということが一つ。

それと、メーターをボックス内に入れて、今それで終わってるんですけども、今、主流となっているその方式は、メーターの外に発信機を引っ張って壁かどっかに設置していかなきゃならないと。今、9,600ぐらいのメーターを設置して読み取ってますけれども、それを全てやるとなると、全てやり直すということが一つ。

今のところ技術としてはできているんですけども、今、大都会と言われているところ、鹿児島で言えば天文館のようなビルが密集してるとかですね、一瞬で全てが入るようなところを、福岡とか、大分とかいろんな大都市圏において実証に入っていると。ただ、導入する戸数が大都市であっても200戸とか、何十戸とかという単位でまだ実証に入ってる段階なものですから、いかんせん阿久根市の水道事業会計では、できるだけ単価が下がることを期待していることが一つ大きなこと。

ただ、将来的にはそのような技術を入れてD Xに取り組んでいくということは必要であろうし、それをすることによって当然利用されている市民の皆様にも、例えばスマートフォンにアプリを導入するとかということのサービス提供が始まれば、時間単位とか日単位でのお客様の利用状況とかが分かるようなシステムというのはもう既にでき上がっております。

ただ、どうしてもやはり導入費用と、その機器が高額であるということで、今のところ、一人一人の家を人的に回って検針をしていくという状況から、今のところ抜け出てはいないところであります。

白石純一委員

はい、了解しました。ありがとうございます。

大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を交代いたします。

〔白石純一委員長は委員長席、大田基次副委員長は委員席に着席〕

白石純一委員長

これにて議案第22号の審査を一時中止します。

〔発言する者あり〕

審査に戻ります。

山田勝委員

145ページですね、配水及び給水費の中の手数料、1番下ですね、手数料の上、委託

料です。

漏水当番店待機委託料ってあるんですが、これは待機するだけの、待機していただくだけの金額、委託料なんですか、それとも、その次はないんですか。

垂水道課長

今御指摘のとおり、待機することに対しての、待機する工事店に対しての手数料ということであります。

待機してる間にですね、例えば緊急にお客様のほうから水を使いたいということで、開始のお願いがあった場合は、別途1,100円ですかね、手数料として払いますけれども、めったにないところであります。土日にどうしても、水道課が閉庁のときにですね、来た場合は、この待機してる業者が対応するというふうに設定しているところでもあります。

山田勝委員

あのね、漏水当番店待機委託料でしょう。だから、何店舗に委託料を払っていらっしゃいますか。

垂水道課長

保守センターというところが今設置されてますので、水道事業保守センターというのを4者で今作っていますけれども、そこに対して手数料を払います。4者は週に1者ずつですね、年間をずっと交代で担当しているということです。だから、1者に払うとかではなくて、保守センターに払いますけれども、保守センターはその月に待機するのは交代で回すという形になっております。

山田勝委員

1145万9000円を4人で分けるような委託料、4人に払ってるような形だということですね。

垂水道課長

休日、土日祝日と年末年始を含めての年間の分を4者で対応してもらって、それを保守センターに手数料としてお支払いするということであります。

山田勝委員

143ページのですね、原水費の委託料、水源地管理業務委託ほかってありますが、水源っていうのはこれ、それぞれ幾らかあると思うんですが、それぞれに委託料を払ってるんですか。

垂水道課長

旧簡水地域にあった簡水ごとの区域ごとと、旧上水道区域ということで、それぞれを業者に委託をして、水源地だけでなく配水池等々、毎日の水質の確認あるいは配水池の配水量の確認、急激に配水量が減ったとか、あるいは水源地がポンプが止まったとかっていうのの点検、日々の点検も含めてですけれども、それを各種旧簡易水道区域と、令和6年度から弓木野も入って、そして、旧上水道区域というふうな区分けで各業者に委託をしているという内容でございます。

山田勝委員

ちなみに簡易水道はそれぞれだけど、旧上水道については何か所か水源地がありますよね。それについては1か所だけで終わるんですか。

垂水道課長

旧上水道区域については、1者で全てを管理させております。

山田勝委員

ちなみに、1者でするところと、あと旧簡易水道の部分じゃとすれば、委託料は変わるんですかね、かなり。

垂水道課長

それぞれの管理する施設の量、あるいは配水池の量とかですね、そういうものに合わせて設計をして、当然、大きな所はたくさん委託がかかるということになります。

〔山田勝委員「はい、了解」と呼ぶ〕

白石純一委員長

これにて議案第22号の審査を一時中止します。

〔水道課退室、財政課入室〕

◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

次に、議案第17号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

猿楽財政課長

議案第17号中、財政課の所管する事項について説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

予算書の43ページを御覧ください。

第2款総務費1項5目財政管理費は、財政運営等に係る事務費であります。

44ページを御覧ください。

7目財産管理費5936万8000円のうち財政課所管分は、3772万7000円であり、前年度に比べ240万円余りの減となりました。

このうち、12節委託料は、普通財産の管理に必要な除草作業、測量業務、土地鑑定などの経費を計上しております。

24節積立金は、財政調整基金に令和7年度繰越金見込額の2分の1である2,500万円と、各基金の運用利子を計上したものが主なものであります。

次に、83ページを御覧ください。

第4款衛生費3項1目上水道費は、水道事業会計への繰出金であり、前年度より330万円余りの増となっております。

次に143ページを御覧ください。

第12款公債費は、市債の元金及び利子の償還額であり、前年度より9,900万円余りの増となっております。

144ページを御覧ください。

第14款予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上しております。

以上で歳出を終わり、次は、歳入について御説明いたします。

16ページにお戻りください。

初めに、第2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税及び2項1目自動車重量譲与税は、いずれも道路の延長及び面積に応じ配分されるものであり、国が示した地方財政の見通しなどを踏まえ、それぞれ計上いたしました。

17ページを御覧ください。

第7款地方消費税交付金は、前年度より減額で計上し、次の第8款自動車税環境性能割

交付金は、前年度比200万円増の600万円を計上いたしました。

次に、第9款地方特例交付金は、前年度より6,000万円余りの減額となりましたが、これは令和6年度において、個人住民税の定額減税に伴う減収分の補填措置がありましたが、令和7年度においては当該補填措置がなくなることが主な要因でございます。

18ページを御覧ください。

第10款地方交付税は、国が示した地方財政の見通しなどを踏まえ、普通交付税においては40億円と推計し、特別交付税は、すいません、前年同額の6億円を見て。

〔猿楽財政課長激しく咳き込む〕

白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後1時37分～午後1時37分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

猿楽財政課長

特別交付税は前年同額の6億円を見込み、合わせて地方交付税全体では1億5000万円増の46億円を計上いたしております。

次に、29ページを御覧ください。

第16款財産収入1項1目財産貸付収入の2192万2000円のうち財政課所管分は、説明欄記載の土地の貸付料のうち758万2000円であり、桑原城工業団地などの普通財産の貸付けによるものであります。

次の2目利子及び配当金の875万2000円のうち財政課所管分は、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、土地基金、市民交流施設整備基金の基金利子や株式会社南日本放送などの株式配当金が主なものであります。

30ページを御覧ください。

第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、一般財源の不足分を繰り入れるものでございます。

31ページを御覧ください。

4目市有施設整備基金繰入金は、前年度より1,400万円の減であります。

次に、12目市民交流施設整備基金繰入金は、風テラスあくねの整備財源として発行した市債の償還財源や新市立図書館設計変更業務委託料等に充当するため繰り入れるものであります。

最後に32ページを御覧ください。

第19款繰越金は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

竹原信一委員

17から18ページあたりの交付税が1億5000万円。

増額というのは、内示があったわけですか。そして、原因というふうな、何が原因でこういうふうになったのか教えてください。

猿楽財政課長

交付税の増額につきましては、説明でも申し上げましたけれども、国が示す地方財政計画というのがございます。その中で、7年度における地方交付税の予算というのが示され、その増額を基に計上いたしたものでございます。

今のところ、実は普通交付税については、昨年も10月から基礎調査となるものがずっと続いておりますけれど、まだ確定等はございませんので、そのような全国的な地方財政計画等の数値を基に計上いたしたものであります。

竹原信一委員

阿久根市として増えた理由というのは、理解というか、分からないということですか。

猿楽財政課長

竹原議員のおっしゃるとおりです。全般的な見込みとして上げたものでございます。

山田勝委員

地方交付税に関連してですね、さきの議会で、漁協に取り過ぎた税金を返すというところであなたの質問、答弁を聞いてとってね、竹原議員の質問はですね、1,000万円、阿久根市としては払ったと。この1,000万円は地方交付税基準需要額からね、1,000万円減るわけだが、それに対する地方交付税の措置があるのっていう話を僕はしたと思うんです、彼は。でも、そういうあなたの答弁を聞いてとったけど、僕が満足できる答弁じゃなかったの。お聞きし直します。

猿楽財政課長

前回の10号補正に関する御質問だったと思うんですけれども、竹原委員からあったことについて、今回1,000万円の補正予算をさせていただいたところなんですけれども、当然、基準財政収入額が減るということで、実際計算をしてみました。交付税への影響。1年度当たり22万円余りの影響があるということは、それだけ少ない収入、交付税については少なくなったということになります。したがって、これがずっと欠けていたということは事実でございますけれども、このうちの過去3か年度分は、地方交付税の検査というのがございまして、その際に、今回の課税誤り等を含めた交付税のもう一度申請をして、改めて3か年度分は修正して、もらい直すという形になると思います。

山田勝委員

修正をして基準需要額から引いて、その分については交付税でもらえるというふうに理解すればいいんですね。

猿楽財政課長

そのとおりですけれども、過去3か年になりますので、それ以前の分はそのままになってしまうということでございます。

山田勝委員

3か年をもらえる、そのあとの部分はもうもらえないよという意味ですか。

猿楽財政課長

そのとおりでございます。

白石純一委員長

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、すいません。暫時、委員長交代をお願いします。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席〕

大田基次副委員長

暫時、委員長の職務を交代いたします。

白石純一委員

当初予算案の概要の10ページ、あえて予算で言えば、予算書で言えば30ページの財政調整基金繰入金ですかね、等で予算書の概要10ページが分かりやすいと思うんですが、これの地方債残高が110億円ほどありますが、この中で交付税措置で、後ほど国から交付される、戻ってくるというのは、おおよそ何億円あるいは何割というのがあるいは分かれますか。

猿楽財政課長

ただいまの件につきましては、7割ほど交付税として返ってくるということでもあります。

白石純一委員

それは、この新年度予算、あるいは決算等で、その金額というののははっきり出るものなんでしょうか。

猿楽財政課長

もちろん交付税の計算、種類もたくさんあるその中で公債費分というまた項目があって、それできちんと数値化して入れております。現在の公債費は、もうきちんと確定しておりますが、その中で充当率、それぞれの公債費の種類によって充当率が違いますので、それに応じた計算ができるということでございます。

白石純一委員

この表等が大体市民の皆様にも示されるわけですがけれども、貯金は80億円弱あると、基金ですね。

借金、地方債が110億円あるというのを見ると、やはり市民の方が大変不安に思われると思うんですが、この地方債のうち、7割は国から交付され戻ってくるものですよということを、そういう説明がないと、これだけでは非常に市民の皆さん不安に思うと思うんですが、その辺りは市民の方には何か説明はできてるんでしょうか。

猿楽財政課長

委員のおっしゃるとおり、確かにただの借金の額ではないというのは大事なところだと思います。このうちに、交付税として収入があるんだよというのは、何らかの形で示されればと思います。丸々ではなく、一部がきちんと交付税措置されるというのは、何らかの形でお示しさせていただきます。ありがとうございます。

白石純一委員

実質3割ということはですね、三十数億円が借金ということですので、その辺りを市民の方によりよく周知のほどお願いいたします。

大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を交代します。

〔白石純一委員長は委員長席、大田基次副委員長は委員席に着席〕

白石純一委員長

これにて議案第17号財政課所管の。

〔発言する者あり〕

山田勝委員

先ほどの地方交付税、過誤納でお金を返しましたよね。その件有的时候に、税務課にですね、私は地方税法では5年が時効ですよ。それを今回ずっと遡ってすることについての根拠はどうですかと言ったけど、あやふやな形で、委員会の中では納得しましたけど、あなたはどのように納得、それは理解していらっしゃるんですか。

猿楽財政課長

すいません、私もちょっと勉強不足なんですけれども、税務課長がおっしゃるところが、基本としては地方税法による還付の遡り期限の5年があるんですけれども、それ以上に山田委員もおっしゃったような国家賠償法等の手続による、そちらのほうの法の適用というのも重んじたのかなあというところで考えております。

すいません、はっきりと自分も、その辺は調べておりませんが、そのような回答であったのではないかと考えております。

山田勝委員

あなたは財政課長だから、それぐらいのことはよく分かってるんだろうと思って聞いたんですが、現実にはねえ、これはもう何年か前議論をした、討議した後なんです。だから、地方税法では5年だよと、5年ですよと時効は。ところがお金をはろてしたまで損害じゃないですか。市の職員の権限で税金を払ってですよ、30万円払って10万円のもろたどん5年分、あと20年まで払ったというのは、非常に理不尽でしょ。そう思われるでしょう。

そこで、税務課の職員にはですね、税務課の職員には、税務課職員、税務の仕事をするんだからそれなりの手当でもあると思いますよ、それぐらい非常に重きのある重要な仕事であるから、これは国の定めた法律なんです、税務課の職員の権限っていうのは。だから、国家賠償法が適用されるんですよということなんです。

それぐらいの話はね、あんた方も根拠をちゃんとして話さないからこんなことになるんですよ。根拠をちゃんと確認してですね、例えば10年あるいは15年遡って払うことになった根拠はこういうことですよということでない、ないがないじゃか分からんようなことでたまたまそうになりましたで始まらんじゃないですか。

そういうことで、こういう機会にね、確認をして勉強してください。

白石純一委員長

以上で議案第17号財政課所管の審査を一時中止します。

〔財政課退室〕

暫時休憩します。

(休憩 午後1時51分～午後2時12分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

所管課への質疑を一旦終了しましたが、改めて委員から質疑をしたい旨、申出がございました。行うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、農政課と環境水産課に入室いただきます。

〔農政林務課及び環境水産課入室〕

議案第17号、環境水産課及び農政林務課の所管の事項について審査を再開します。

山田勝委員

86ページ。

白石純一委員長

86ですか。

山田勝委員

はい、農政課長が出席されていますので。

86ページのですねえ、6款1項、18節のねえ、農業用資材等購入支援事業ということで説明あったんですね。

それぐらい、今は農業に対するねえ、特に肥料代が上がって大変だと思うんですよ。そういう中で、実は、生ごみ堆肥の利用をされる人が非常に多いということで、もうこの付近です、やはり、阿久根市が何らかの形で財政支援をして、ペレット化をするための施設、機械を設置したほうがいいと思うんですよ。そうしたら、阿久根の一つの産業にも、阿久根市民には、仮に無償でやってもですね、外に向けては100円ででも150円ででも売ってよかな、ちゃんとしたものを作ってですね。

そういう意味で、ここはもう、そのペレット化するための事業をね、農政課は必要ですよ肥料が。非常にいいんですよ。農家からの注文も非常にあるし、そして人気もいいというようなことと、それから、環境水産課はですね、生ごみ堆肥をやってる、委託してる。そういうことからしてですね、やはり一緒になってこの事業を取り組んでほしいと思っているので、今日をお願いしてきていただいたんです。

いかがですか、農政課長。

大野農政林務課長

山田委員がおっしゃるようになりますね、肥料をはじめ、農業の生産資材の価格が高騰する中で、生ごみ堆肥の活用については、図られつつあります。特に、脇本地区においては、野菜等に効果がある、葉物等に効果があるということで需要が拡大しております。三笠支所にですね、堆肥が置いてあるんですけども、時期によると、もう、すぐなくなるぐらい需要があるところです。

おっしゃる、ペレット化についてですけども、確かにペレット化にすれば、ミスト機等、動力散布機によって機械での散布も可能になります。そのことで、コスト削減はもとよりですね、農家の労力軽減にもつながるのかなあというふうに期待しているところです。

そこでですね、今後、生ごみ堆肥を利用されている農家の方々にですね、御意見等をしっかりお伺いしながら、環境水産課、そして、関係団体と連携を図り、事業化に向けて前向きに検討をしてみたいというふうに思います。

山田勝委員

まあ、農政課長はね、非常に前向きな説明をいただいたのでね、力強く思ってるんですが、その、農家の労力軽減なというよりもね、安く上げるということが1番ですよ。肥料代を。10アール当たり幾らかかるのか。仮に今、市販のやつはですね、10アール少なくとも1万円か1万5000円ないと、肥料代は足りないと思いますよ。10アール当たり。だから、そういう中で、ただでできるかもしれない、5,000円以下でできるかもしれないってね、こんないいことはないと思いますよ。

ですからね、その事業を進めるのは林務水産課で、仮に、林務環境課、ないけ。

白石純一委員長

環境水産課です。

山田勝委員

環境水産課で、事業はね、進めるにしても、でも現実にはね、その肥料がいいんですよ、農業生産にいいんですよ、農家の負担軽減、手取りにも通じるんですよというところが、農政課のほうでやってくれないと、なかなかね、一つのものにならないと思うんですよ。

どこでどんな予算を組み立てるかっちゅうのはね、これは市長部局で、市長が考えることですから、それをやっぱね、前向きに取り上げないといかんと思いますよ。

午前中の審査でも、あの課長がいらした、農政課長じゃなくて、何だっけ。

白石純一委員長

環境水産課。

山田勝委員

環境水産課長がいらしたときにですね、4年前は、実は米を作ったのをですね、買っていただいて、産業祭で試食もしましたよ。そして、試食もした上に、試食会をしてですね、県の方にも来ていただいて非常にいいと、おいしいという結論をいただいたんだけど、その後何もしない。

それでいかなな、また。言っても言っても何もせんたっでやこいどもはって言われるっで、だから、前向きにね、私は取り組んでほしいと思うんですが、いかななもんですかね、環境課長は、課長代理は。

早水環境水産課長補佐兼生活環境係長

すいません、園田課長が北さつま漁協の会合に出席をしておりますして、代わって答えさせていただきます。

この生ごみ堆肥化事業につきましては、平成26年の10月からですね、取り組んでおりまして、この間、試行錯誤を繰り返しながらですね、一定、今、好評をいただいていると、そういった状況でございます。また、うわさがうわさを呼びまして、利用者もですね、拡大をしている状況でございます。

一方で、なかなか臭いの問題もありまして、この臭いの問題につきましても改善の努力を実はしておりますして、この対策もしているところです。

あわせまして、このペレット化の話につきましても、ここ数年来あるところでございますので、先ほど農政林務課長からもありましたとおりですね、農政林務課をはじめ、関係機関とタッグを組んでですね、前向きに何かしらのアクションを起こしていきたいというふうに考えております。

山田勝委員

分かりました。

やっぱり、農政課長ですね、この肥料は、例えば田んぼには、何にはこれだけやればいいんですよという、そういう、使用量とかですね、使い方っていうのはですね、振興センター持ってるんです、あなたのところで研究をして、そして指針を出すような、そして、これだけやればいい。

農協は気にしやんな。農協は、とんでもない値段を出さな売ってくれんたっで。

だから、そういうことで、やっぱりね、これはもう市民にやるということで、ぜひやってくださいよ。その成分の研究したり、あるいは施肥量を研究したりするのはね、あなた

方の仕事ですよ。

白石純一委員長

提案でよろしいですか。

山田勝委員

課長に聞いてください。

大野農政林務課長

ただいま、生ごみ堆肥のその成分の分析であつたりとか、この作物にはどれだけ入れればいいのか、施肥の量ですね、そういったのも示して行って、利用率を上げないといけないというような話もありましたが、昨年の広報あくねの2月号もしくは3月号だったかと思いますが、その中で生ごみ堆肥の肥料の紹介をさせていただきまして、一定の成分の数値、あと、こういった野菜にはこれぐらいというのを、もうちょっとうろ覚えですけども、紹介をさせていただいたところです。

そのような取組を今後も継続しながら、生ごみ堆肥の活用を進めていきたいと思います。

先ほど、価格の面について非常に農家、肥料とか資材の高騰があるということで、確かに2024年度ですね、農林水産省が出した指数では、まだ、全体的に肥料については、2020年と比較して137.1%ということで140%ほど高い状況にあります。そういった状況もありますので、繰り返しになりますが、こういった生ごみ堆肥の活用をですね、農家のほうに促す、ペレット化を事業化するというのを検討してまいりたいというふうに思います。

山田勝委員

はい、お願いします。これで私は終わりますよ。

木下孝行委員

私も、今、12番委員とほぼ同じような考えなんですけども、私も、以前環境管理組合の理事長さんと、こういう話も以前したことがあって、やはりせっかく阿久根市の堆肥として生産というか、商品として作ったんだから、もう少し付加価値をつけて、やはり、阿久根市には無償でもいいし、阿久根市外にも、販売していく。そしてその収益を事業者と阿久根市と、割合はどうなるか分からんけども、分配してお互いの利益になるように持っていくべきじゃないか、という話はしたことがあるわけですよ。

そういう中で、その環境管理組合のほうも、マルイさんとか、また、臭いを消す研究者とか、そういう人たちと協議等はしたということは私も確認はしてるんだけど、それから先に全然進んでないということが今現状あるわけで、そこで山田委員が言うのと一緒に、そういうのを早くできるように、行政がそこをちょっと肩を押すというか、積極性を持って動くことで、先に進むのかなということを思っているわけで、そこを十分考えながらやってもらいたいということをここで要望しておきます。

白石純一委員長

お願いでいいですか。

〔木下孝行委員「はい」と呼ぶ〕

ほかに質疑ございませんか。

木下孝行委員

それでですよ、私も広域行政事務組合なんかの視察研修とか、うちの委員会の研修でも福岡県に行ったことはあるんですけども、循環型社会形成交付金というのがあります。

どこも、今そういう循環型社会形成交付金を使って、そういった設備を整備したりしておりますから、その交付金が十分使えると思います。循環型社会形成の一環になるわけですから。だから、ぜひそういうのも調べて、できるだけ財源の負担がないようにしながら取り組んでもらいたいと思います。

白石純一委員長

はい、意見としてお伺いします。

これにて環境水産課、農政林務課の事項を一時中止します。

〔発言する者あり〕

あの、予算質疑から、だんだんこう、一般質問的な質問も多くなってきたようなので、その辺、予算項目に対しての質疑でお願いいたします。

〔環境水産課及び農政林務課退室、商工観光課入室〕

続きまして、議案第17号、商工観光課所管の審査に入ります。

質疑ございますか。

山田勝委員

道の駅のね、指定管理者の件でね、いろいろやってるんですが、あなた方は。

白石純一委員長

すいません、改めてページをお願いします。

山田勝委員

はい、いやいや、何ページじゃなくて、指定管理者でいいですよ。指定管理者の。ページを言わないかとやれば、また困ったもんじゃね。

白石純一委員長

101ページですね。

山田勝委員

ちょっと待ってください。31ページじゃつけ。道の駅。何ページ。

白石純一委員長

101ページです。

山田勝委員

101ページや。

白石純一委員長

第7款1項、12節委託料。

山田勝委員

指定管理業務委託料やね。

課長、指定管理料委託料ということで120万円、ここに今回は委託料で上げているんですよ。

例えばね、あなた方は募集要項というのを見たことがありますか。道の駅阿久根観光物産館指定管理者募集という募集要項。見たことがありますか。

宮下商工観光課長

はい、ございます。

山田勝委員

その中にねえ、その募集要項の中に、応募の資格。その中に、指定管理料についてはどのように書いて募集しましたか。

宮下商工観光課長

すいません、ちょっと今手元にないので、ちょっとごめんなさい、正確な、ちょっとお答えができないところです。

山田勝委員

私が教えますよ。

指定管理料。施設の管理に関する経費は、利用料金収入及び事業収益によって賄うことにし、指定管理料は無料としますということで皆さん方はね、募集をしてるんですよ。

そんなね、口も、まだ今さっき、もう何年か前のことでね、ありもしないことを言って議会に出さないでくださいよ、ばかにして。いや、貸しません。どうかされますか。後はあなた方が、ないはずがないですよ。商工観光課にね、観光物産館の指定管理募集要項というのがないはずはないです。

宮下商工観光課長

すいません、ちょっと今手元にはないんですけど、当然商工観光課の中にはあります。

山田勝委員

だから、それがないと話にならんじゃないですか。

白石純一委員長

今、課長の手元にはないですということでした。

山田勝委員

ないのにね、何の根拠もなくてね、こうして議会に出してやるな。

宮下商工観光課長

今回の指定管理料につきましては、前回の予算委員会等でも御説明いたしましたが、まず、議員おっしゃるとおり、道の駅管理運営に要する費用は食堂や特産品販売所等の収入により賄うこととしてきたところでございます。しかしながら、昨年、指定管理者から、ほかの道の駅と同様ですね、トイレ等のいわゆる公共的なスペースについては、維持管理費用を指定管理料として支出いただけないだろうかといったような御相談があったところでございます。

商工観光課におきまして、県内の道の駅を確認しましたところ、約8割の施設におきまして、共用部分の維持管理費等を指定管理料などとして支出しており、また、道の駅の性質上、トイレのみの利用者も多いことから、共用部分であるトイレ等の維持管理に要する経費を市が対応することは、一定の合理性があると考えたところでございます。来年度におきましては、道の駅阿久根の指定管理料として120万円を計上させていただいたところでございます。

なお、指定管理料の算定に当たりましては、道の駅阿久根観光物産館の管理運営に関する協定書におきまして、トイレ等を含めた施設全体の維持管理を指定管理業務の範囲として規定していることから、トイレ等の清掃に要する費用をそのまま指定管理料とするのではなく、直近3年における道の駅の食堂及び特産品販売所等の収入から、施設全体の管理運営に係る支出を積算し、その価格を指定管理料としたところでございます。

なお、今回の指定管理料につきましては、先ほど申し上げました道の駅観光物産館の管理運営に関する協定書第33条におきまして、本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたことは、甲及び乙は誠意を持って協議し、これを決定するものとするという規定がございまして、これに基づく対応でございます。

山田勝委員

あんたがどんなに言おうとね、あなたがどんな理由とろうと、最初で募集したことのことも知りもしないで、よく議会に出てくるねえ。

宮下商工観光課長

繰り返しになりますが、もう先ほども申し上げたとおり、募集に当たっては道の駅の管理運営に要する費用は、収入により賄うこととしてきている、そこはもう当然でございます。しかしながら、先ほど申し上げた、道の駅観光物産館の管理運営に関する協定書第33条に基づきまして、今回、御提案させていただいているところでございます。

山田勝委員

あなた方はね、何でも言いくるめて言えればいいかと思っている。この資料を見もしないでよく言うね、あんたは。元からねえ、ちゃんと私たちを言いくるめて納得させようと思ってるでしょ。私はね、金を出す、出さないについてやかまし言うんじゃないんですよ。何も言わない。仕方ない部分があるんだから。

でも、元になるところは全然見もしないで言い訳ばかりじゃないですか、あんたのの、言い訳ばかり。それで納得させるなんて、話にもならない。

白石純一委員長

山田委員、多分、このやりとりは。

山田勝委員

もう委員長いいです。

もういいです、もう終わり。

白石純一委員長

もうこれ以上ないと思いますので、総括質疑等でまたお願いします。

〔山田勝委員「終わります」と呼ぶ〕

以上で、議案第17号、商工観光課所管の事項を一時中止します。

〔商工観光課退室〕

所管課等への質疑は終了しました。

- ◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算
- ◎ 議案第18号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- ◎ 議案第19号 令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
- ◎ 議案第20号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算
- ◎ 議案第21号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
- ◎ 議案第22号 令和7年度阿久根市水道事業会計予算

白石純一委員長

議案第17号から第22号までを一括して議題とします。

ここで、現地調査の要否について伺います。

現地調査の御希望がある場合は、例えば一般会計予算書の何ページ、何款、何項、何目、何々費の何節、何々事業について、何々といった理由で、どこどこの現地を確認したいのように、会計別、予算書ページ、款、項、目、節、事業や業務の名称、調査したい内容を御発言ください。

現地調査の御希望がありますか。

川畑二美委員

112ページ。

白石純一委員長

一般会計予算ですね。

〔川畑二美委員「一般会計ですね。はい、8款、3目12節の」と呼ぶ〕

8款5項3目ですか。

川畑二美委員

12節の委託料の番所丘の公園の業務とからですね、公園緑地管理業務と、あと、この番所丘公園の記念とかですね、その辺を、全体を見ていきたいんですけど、6922万2000円。はい、ちょっと。で、こちらの概要で見たら、番所丘公園は6,261万円ついてるものですから、やはり、皆さん全員でやっぱり見とくべきではないかなあと思って、私は、はい、ぜひ、現地調査を希望いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

白石純一委員長

ただいま、一般会計、8款5項3目12節委託料の番所丘公園管理業務について現地調査を行いたいとの御意見がありました。

ほかにございませんか。

大田基次委員

一般予算の101ページ。7款商工費1項商工費の12番委託料。先ほど12番委員から提起のあった委託料120万円の道の駅。ここもちょっと見させていただきたいと思いますが。

白石純一委員長

7款1項2目12節の委託料、道の駅阿久根指定管理業務について現地調査を行いたいとの申出がございました。

ほかに現地調査の御希望はございますか。

渡辺久治委員

137ページの。

白石純一委員長

一般会計ですね。

〔渡辺久治委員「一般会計です。10款6」と呼ぶ〕

ちょっと待ってください。137ページの。

〔渡辺久治委員「10款6項2目14節。野球場の、緩衝のあのあれ、工事請負費。野球場緩衝材補修のところですね。野球場です」と呼ぶ〕

それページが違いますね。

渡辺久治委員

139ページですよ。139ページ、10款6項2目14節。野球場緩衝材等改修事業のところですね、緩衝材も含めて、手すり、トイレの給水、その辺を見たいという希望です。

白石純一委員長

10款6項2目14節、野球場緩衝材等改修事業に関して現地調査を行いたいとの御意見がございました。

ほかに現地調査の希望はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これら３件について現地調査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

現地調査の準備のため、暫時休憩します。

(休憩 午後２時39分～午後２時49分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

現地調査について、大田委員から発言がございます。

大田基次委員

私がお願いしました現地調査については、取下げをお願いいたします。

白石純一委員長

道の駅については現地調査はなしということになります。

あとの２か所、野球場と番所丘公園につきましては、現地調査の準備が整いますので、正面玄関前から３時に出発しますので、各自向かってください。

よろしくお願いします。

ここで、現地調査にまいります。

(現地調査 午後２時49分～午後４時１分)

白石純一委員長

現地調査前に引き続き、委員会を再開します。

ここで、現地調査を行った事項に関して、再度所管課等に出席を求め質疑を行う必要があるかお伺いします。

所管課等への再質疑を希望される委員はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御希望がありませんので、再質疑は行わないこととします。

ここで、総括した質疑についてお伺いいたします。

総括した質疑を行いたい事項がありましたら、ここで通告をお願いします。

発言されるときは、会計別予算書のページ、款、項、目、節、事業や業務の名称と、質疑の内容をお願いします。

総括した質疑の通告はありますか。

山田勝委員

82ページ。第４款２項２目12節委託料、ごみ堆肥化業務についてです。

白石純一委員長

生ごみ堆肥化事業ですね。

山田勝委員

生ごみ堆肥化業務について、生ごみ堆肥のね、ペレット化を進めてほしいので、農政課も含めて話を聞きましたので今日は。それを市長にお伺いしたいと思います。

それが第１点。

それから道の駅、101ページ。7款1項、12節、道の駅阿久根指定管理業務について。

まず、募集要項の中では、指定管理料は、指定管理業務については支給しないということになってるのに、今回、支給するとはいかがなもんか。提案されるとはですね。

それとあわせてですね、仮に要るということには、お金が要るんだっただけですね、これじゃなくて、例えばトイレとか、あるいは清掃とかで、全く別のあれで、トイレ清掃業務、道の駅のトイレ清掃業務はですね、別に提案するべきだという気がするんですが、その点について市長の考えをただしたい。

以上です私は。

白石純一委員長

一旦休憩入ります。

(休憩 午後4時5分～午後4時8分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ただいま、山田委員から一般会計予算82ページ、生ごみ堆肥化事業について及び101ページ、同じく山田委員から7款1項2目12節委託料の道の駅の指定管理料について。

ほかに総括して質疑を行いたい方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いらっしゃいませんので、この2件について総括した質疑を行います。

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後4時9分～午後4時12分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

総括した質疑は月曜日に行います。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後4時13分)

予算委員会委員長 白石 純 一